

富士市告示第119号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、富士市立中央病院の診療費用等に係る一部の未収金の収納事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成29年4月27日

富士市長 小長井 義 正

1 委託する相手方

名 称 紀尾井町東法律事務所

所 在 地 東京都千代田区紀尾井町3-27 剛堂会館ビル3階

代表者氏名 代表弁護士 前田 博之

2 委託期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

3 委託する事務の範囲

支払期限から1年以上を経過した未収金（診療内容に係る紛争により患者等が支払を拒んでいる未収金及び患者の自己破産により免責決定がなされた未収金を除く。）の管理回収事務